

## 条 例 案 提 出 書

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年11月30日

神奈川県議会議長　しきだ　博　昭　殿

提出者	神奈川県議会議員	杉　本	透
	同	山　口	美津夫
	同	た　め　や	義　隆
	同	飯　野	まさたけ
	同	大　山	奈々子
	同	石　川	巧
	同	米　村	和　彦
	同	細　谷	政　幸
	同	渡　辺	ひとし
	同	菅　原	直　敏

## 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間（9月に招集される定例会にあっては、開会の日から当該開会の日の上程された議案の採決を行う日としてあらかじめ議会運営委員会で決定した日（以下この条において「採決日」という。）までの間又は採決日の翌日から閉会日までの間）に開かれる県議会の会議及び委員会の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該閉会日又は採決日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害
  - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること
  - (3) 出産
  - (4) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの
- 2 前項本文の規定は、当該議員が、長期欠席後最初に、県議会の会議又は委員会に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月以降に支給する議員報酬については、これを適用しない。この場合においては、第3条第2項の規定にかかわらず、出席日の属する月に支給する議員報酬については、出席日から起算して15日以内に支給する。

第7条第1項中「12月1日」の次に「（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を加え、「これらの日」を「基準日」に、「これらの期日」を「基準日」に改め、同条第2項中「前項の期日」を「基準日」に、「同項後段」を「前項後段」に、「同項の期日」を「基準日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 議員が長期欠席をし、第5条第1項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、当該額に基準日前6月以内の期間における議員報酬が支給されなかった月数を当該基準日前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

### （提案理由）

県議会議員が長期欠席をした場合の、議員報酬及び期末手当の支給に係る事項について規定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。